

交通事故や飲食店等での食中毒等 （第三者行為）が原因で治療を受けた場合は、届出が必要です！

交通事故や飲食店での食中毒等が原因で傷病となった場合は、加害者が全額治療費を負担することが原則です。ただし、加入している保険者に届出をすることにより、保険証を使って治療を受けることができます。

このため、下記の例を参考に、健康保険証に記載されている保険者にすみやかに届出をしてください。

※ 交通事故、食中毒、暴力、他人のペットの咬傷、スキー等の事故で治療を受けた場合は、保険者に届出することが義務づけられております。

○健康保険証の例

〇〇健康保険 被保険者証	有効期限 平成29年〇月〇〇日 記号番号 〇〇〇 〇〇〇〇
氏名	利根川 太郎
生年月日	平成3年3月3日 性別 男
世帯主氏名	利根川 一郎
住所	〇〇市〇〇町1番地
交付年月日	平成10年10月10日
保険者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	保険者名 〇〇健康保険 〇〇県〇〇市××町1丁目1番1号 電話 000-123-4567

こちらに記載されている保険者に、届出をしてください。

○前橋市国保の保険証を使用し、受診された場合

- 前橋市ホームページから届出用の書式（第三者行為傷病届、念書）をダウンロードしていただき、届出することも可能です。

<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/23/35/37/p017576.html>

- ご不明な場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

前橋市役所 国民健康保険課 国保医療係

直通電話 027-898-6249

代表電話 027-224-1111

（内線 3248、3249、3258）

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

